

令和6年4月1日

楽器等の修繕について【通知】

マーチング活動における楽器の修繕について、以下の通りとしますので、ご確認ください。

1 修繕について

- (1) 団から貸与及び個人所有の楽器を、当団活動中に破損した場合は、上限を2万円(税込)として事務局の費用で修理する。但し、費用が2万円(税込)を超えた場合は、事務局と当事者の両者で対応を協議する。また、スポーツ安全保険の適用なども検討する。
- (2) 故意に破損した場合、不注意や、ふさわしくない使用方法での破損は、上記の限りではない。
- (3) 個人所有楽器の修理業者は、事務局に一任するものとする。また修理によるその後の影響に、事務局は一切の責任を負わない。
- (4) 楽器ケースの修理費は、(1)とは別の扱いとし、別対応する。

2 個人楽器の使用について

団として、個人楽器の使用を制限することはありません。ただし、高額なものや大切なものを使用している場合には、所有者が楽器保険へ加入するなどの検討もしていただくよう、お願いいたします。

3 おわりに

備品を壊した場合は、自己負担で修理をするのが通例ですが、マーチング活動の特性を考えるとやむを得ない部分もあると考え、上記のと通りの対応とします。団員の皆様には、楽器を大切にしながらものびのびと活動をしていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 豊田市ジュニアマーチングバンド事務局
(0565) 31-8804